

第34回入善町農業委員会議事録

平成26年5月1日午後1時30分から第34回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 14名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	5番 小澤吉孝	6番 福澤満夫
7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 眞岩確成	10番 舟見友憲
12番 酒井良博	13番 松原二美榮	14番 上島幸夫	15番 野島浩
17番 福島信子	18番 若島せつ子		

欠席委員 4名

3番 泉征幸	4番 長田昭	11番 窪野俊和	16番 米山義隆
--------	--------	----------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	係長	上田久志
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	柳澤拓也

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第121号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第4	議案第122号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第5	議案第123号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。春作業も始まり、農業の忙しい時期が始まります。

農業委員会も本日を入れまして、3回となりましたが、引き続きお願いいたします。

本日より、高見委員に代わりまして、上島委員となりました。よろしくお願いいたします。

さて、多面的機能支払い制度の説明会が各地区で行われており、条件や書類の作成など難しいものとなっておりますが、上手く活用したいところでもあります。その中で、農業委員として、注意いただきたいことがあります。担い手を守り、活かすことが必要な中、多面的機能支払いの対象面積から担い手ははずす動きも出ており、そのため貸しはがしとならないよう、働きかけをお願いします。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第34回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。18番若島委員と1番綿委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第121号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第121号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は5件の申請があります。

まず、申請番号1番。申請地は、入善町舟見〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は292㎡です。

譲渡人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上野〇〇番地〇〇住宅〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇さんは、住宅を新築する予定ですが、将来的に実家の両親の面倒をみることや、長年住み慣れた地区内で、継続して積極的に地区の行事に参加したいと考えていることから、実家の側で建設する必要があり、父から申請地を譲り受けて今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、車庫、庭等として利用し、面積は292㎡であり、必要最小限と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、昭和50年11月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、愛本新用水土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番です。申請地は、入善町荒又〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は500㎡です。

譲渡人は入善町荒又〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町栲山〇〇番地〇〇〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇さんは、住宅を新築する予定ですが、将来的に実家の両親の世話をしなければならないことや、実家の農業を引き継いでいくため、実家の側で建設する必要があるため、父から申請地を譲り受けて今回の申請地での転用申請となりました。

申請地は、住宅、駐車場、庭等として利用し、面積は500㎡であり、住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、平成26年5月1日付けで農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号3番、申請地は、入善町五郎八〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は70㎡です。

譲渡人は入善町五郎八〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町栲山〇〇番地〇〇〇〇の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は使用貸借権の設定です。

申請者の〇〇さんは、住宅を新築する予定ですが、将来的に実家の両親の世話を考えることから、実家の側で建設する必要があるため、両親の住宅敷地内に住宅を新築することを検討したところ、敷地が不足するので、父から申請地を借り受けて今回の転用申請となりました。

申請地は、住宅、車庫、庭等として利用し、既存宅地と合わせた面積は230㎡であり、住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のfによる、「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

この申請地は、平成26年5月1日付けで農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者は申請者本人、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号4番、申請地は、入善町入膳字高堀〇〇計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は371㎡です。

譲渡人は富山市窪新町〇〇番〇〇号〇〇の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳〇〇番地の株式会社〇〇です。

転用目的は「認知症グループホーム新設用地」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の株式会社〇〇は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所です。

今回、認知症グループホームの建設にあたり、建設場所を検討したところ、代表取締役が経営する接骨院兼自宅の隣であり、施設の運営上も都合のよい、申請地での転用申請となりました。

申請地は、認知症グループホームとして利用するための必要最小限の面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「認知症グループホーム新設用地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。この申請地は、昭和58年8月13日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者はなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に、申請番号5番、申請地は、入善町青木〇〇計1筆、台帳地目は田、現況地目は雑種地で、面積は3,352㎡です。

譲渡人は黒部市沓掛〇〇番地の〇〇の株式会社〇〇で、譲受人は魚津市経田中町〇〇番〇〇号の〇〇株式会社です。

転用目的は「事務所、資材置場及び駐車場」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇株式会社は、土木工事業、とび・大工工事業、鉄筋工事業等を行う事業所ですが、事業の拡大により、資材置場が不足していることや、事務所や作業所が必要なことから、今回の転用申請となりました。

なお、当該申請地は、平成元年10月3日に、譲渡人の株式会社〇〇が、第2工場を建設する予定で農地転用の許可を得て、所有権移転登記を行っていましたが、経済不況の影響により、工場の建設が延び延びになっており、現状の経営状況では建設が不可能と判断し、今回、事業計画変更の申請を併せて行っています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「事務所、資材置場及び駐車場」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(d)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。この申請地は、平成元年4月11日に農振農用地から除外済みであり、資金調達についての証明書、隣接耕作者の同意書および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の事業計画変更をしないまま、既に事務所、資材置場及び駐車場として利用していたことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

また、面積が3,000㎡以上のため、本来、開発行為の許可が必要となりますが、前回の計画で許可を得ており、今回の計画変更にあたり、新たに許可が必要か県へ確認中とのことです。

この申請番号5番に関連して、議案第122号「事業計画変更の申請による意見進達について」を、続けて説明させていただきます。

それでは、次のとおり、事業計画変更の申請があったので審議を求めます。1件の申請です。

まず、変更前は、譲渡人は黒部市若栗〇〇番地の〇〇さん、譲受人は黒部市沓掛〇〇番地の〇〇の株式会社〇〇で、申請地は入善町青木〇〇計1筆、台帳地目、現況地目ともに田、面積は3,586㎡で、転用目的が「工場敷地」でした。

変更後は、譲渡人は黒部市沓掛〇〇番地の〇〇の株式会社〇〇、譲受人は魚津市経田中町〇〇番〇〇号の〇〇株式会社で、申請地は同じ、台帳地目は田、現況地目は雑種地、面積は3,352㎡で、転用目的は「事務所、資材置場及び駐車場」です。

なお、変更後の面積が減少していますが、これは町の道路拡幅に伴うものです。

先ほども述べましたが、当該申請地は、平成元年10月3日に農地転用の許可を受けましたが、現状の経営状況では第2工場の建設が不可能と判断したことから、今回、事業計画変更の申請を併せて行っています。

先ほど提案いたしました農地法第5条の規定に基づく転用許可申請と併せて、本案件が付議されていますので、よろしくお祈いします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

舟見委員

申請番号1番の確認をしました。事務局から説明のあったとおりであり、現地も確認しましたが、特に問題はないと思いますので、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

申請番号2番は、私が確認しました。申請書類もそろっていて特に不備はなく、現地も確認してきましたが、既存の宅地に隣接した土地で、周囲の農地の営農に支障を及ぼすような場所ではなく、問題ないと考えます。

事務局

申請番号3番については長田委員が確認されましたが、本日欠席のため、伝言を預かっておりますので報告いたします。

「息子の新築のための敷地の拡張であり、面積も必要最小限であるため問題はありませんのでよろしくお祈いします。」とのことです。

綿委員

申請番号4番の確認をしました。認知症グループホームということで、認可の問題もあり、住宅と住宅の間で田としては利用しにくく、より有効利用できると思い、確認印を押しました。

事務局

申請番号5番については、泉委員が確認しておりますが、本日は欠席ということで、伝言を預かっております。

「以前より、資材置場として認識しており、地域の農業に支障を及ぼす恐れはありません。」とのことです。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松原委員

申請番号5番の案件についてですが、始末書は、どちらから出ているのですか。

事務局

目的外使用とのことで、株式会社〇〇よりでております。

寺崎委員

道路拡幅時、わからなかったのですか。

事務局

その時は、株式会社〇〇が利用しており、工事が完了した時点で、報告をしてもらわなければいけないのですが、保留の状態のままとなっており、わかりませんでした。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はありませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第121号、農地法第5条の規定による意見進達について、及び議案第122号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程5、議案第123号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第123号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成26年5月1日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、15件全て再設定の申請です。

申請番号1番。東狐〇〇、地目は田、面積は3,047㎡、貸付人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇株式会社、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号2番。東狐〇〇、東狐〇〇、東狐〇〇、地目は全て田、計3筆で合計面積は8,570㎡、貸付人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇株式会社、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号3番。東狐〇〇、地目は田、面積は60㎡、貸付人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇株式会社、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号4番。東狐〇〇、地目は田、面積は2,877㎡、貸付人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇株式会社、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号5番。東狐〇〇、地目は田、面積は2,461㎡、貸付人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇株式会社、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号6番。東狐〇〇、地目は田、面積は2,512㎡、貸付人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇株式会社、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号7番。笹原〇〇、笹原〇〇、笹原〇〇、地目は全て田、計3筆で合計面積は7,847㎡、貸付人は入善町入膳137番地の公益財団法人入善町農業公社、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇株式会社、借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号8番。笹原〇〇、地目は田、面積は2,990㎡、貸付人は黒部市天神新〇〇の〇〇さん、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇株式会社、借賃は10aあたり14,400円で期間は10年です。

申請番号9番。笹原〇〇、笹原〇〇、地目は全て田、計2筆で合計面積は6,309㎡、貸付人は東京都江戸川区東葛西〇〇丁目〇〇〇〇号の〇〇さん、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇株式会社、借賃は10aあたり14,400円で期間は10年です。

申請番号10番。笹原〇〇、地目は田、面積は3,225㎡、貸付人は入善町笹原〇〇番地の〇〇さん分〇〇

さん外、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇株式会社、借賃は10 a あたり12,100円で期間は10年です。

申請番号11番。笹原〇〇、地目は田、面積は2,009㎡、貸付人は入善町笹原〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇株式会社、借賃は10 a あたり14,400円で期間は10年です。

申請番号12番。笹原〇〇、地目は田、面積は2,929㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町笹原〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇株式会社、借賃は10 a あたり14,400円で期間は10年です。

申請番号13番。高島〇〇、高島〇〇、高島〇〇、高島〇〇、地目は全て田、計4筆で合計面積は2,835㎡、貸付人は入善町入膳137番地の公益財団法人入善町農業公社、借受人は入善町青木〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10 a あたり9,900円で期間は10年です。

申請番号14番。柵山〇〇、地目は田、面積は1,372㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町柵山〇〇番地の〇〇さん管理人〇〇さん、借受人は入善町柵山〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10 a あたり9,900円で期間は10年です。

申請番号15番。中沢〇〇、地目は田、面積は848㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は朝日町下野〇〇の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町中沢〇〇番地の〇〇さん、借賃は10 a あたり7,200円で期間は10年です。

以上、再設定合わせまして15件の利用権設定です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

今回の案件のうち、〇〇株式会社への再設定は、法人化前の〇〇さんが受けていたものですか。

事務局

そうです。

議長（鍋嶋 太郎）

申請番号13番について、所有者がわかりにくい利用権設定ですが理由があるのでしょうか。

事務局

分散錯圃解消協力金のためで、所有者から町農業公社への白紙委任は変更しないためです。町農業公社と受け手の変更のための再設定です。

議長（鍋嶋 太郎）

協力金の対象農地の契約が見直される場合は、申請番号13番のような案件が増えてくるということですか。

事務局

今年度からの協力金である農地中間管理機構を介した機構集積協力金の場合は、一旦解約して、再契約となるので、このような案件は少なくなると思います。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 123 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等がございますか。また、事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。全部で3つあります。

まず、平成27年度農林関係税制改正要望の取りまとめについてです。

昨年は、農業経営基盤強化準備金について、農機具庫、農作業所など、対象となる固定資産の拡大等の要望と、消費税率の引き上げについて、軽減税率の導入や食料品、農産物の税率ゼロ、簡素な補償制度の創設を要望しました。

結果、農業経営基盤強化準備金については、対象となる固定資産は拡大されていない状況です。また、消費税の軽減税率については、与党において、税率10%時に導入することが決定されているところです。

今回の取りまとめについては、3つあり、まず1つ目は、適用期限の切れる特例措置について、存続の要望を行うものです。

次に、2つ目は、『「農業経営基盤強化準備金」制度の拡充に関する要望』で、これについては例年、当委員会としても対象の拡大について要望し続けておりますが、今回は平成26年度末で期限を迎えるにあたり、農業会議としても単純延長にとどまらず、もっぱら農業用として使用しているものも用途の対象とするよう、拡充を求めていきたいということで、要望する固定資産の農業用としての使用実態も踏まえて要望することとなっております。

最後に3つ目ですが、「消費税率引き上げ・相続税課税強化に伴う要望」となっております。ご意見等があればよろしく願います。

次に、農業委員の改選についてです。

現在の入善町農業委員会委員が平成26年7月19日で任期満了を迎えるにあたり、資料のとおり改選が行われる予定です。

委員の定数は18名で、その内訳としましては、一般選挙による委員が11名、これは公職選挙法による選挙であり、町の条例によって定数が定められています。残り7名は推薦による委員で、農協・農業共済組合・土地改良区からの推薦による委員が、各1名ずつで計3名と、議会からの推薦による委員が4名となっております。

委員の任期は、平成26年7月20日～平成29年7月19日までの3年間です。

一般選挙の選挙区は、第1選挙区から第4選挙区までの4つに分類され、第1選挙区は入善地区・栲山地区・横山地区で定数は3名、第2選挙区は上原地区・青木地区・小摺戸地区で定数は3名、第3選挙区は飯野地区で定数は2名、第4選挙区は新屋地区・舟見地区・野中地区で定数は3名となっております。

選挙執行日は、平成26年7月6日（日）の予定となっております。

一般選挙による委員の選挙権及び被選挙権については、入善町に住所を有し、10アール以上の農地につき農耕の業務を営む20歳以上の者、もしくは同居の親族または配偶者で、年間概ね60日以上耕作に従

事する20歳以上の者となっています。

入善町の該当人数としましては、平成26年1月1日現在で、2,800人余りとなっています。

以上、このような形で農業委員の改選が行われますので、よろしくお願いします。

なお、各地区の生産組合長会長や農協の各支店長には、同様の内容を説明済みです。

最後に、農地中間管理事業についてです。

4月25日に第1回富山県農地中間管理事業連絡協議会が開催され、そこで農地中間管理事業の年間スケジュール、基本方針や事業規定の案などについて説明がありました。

先月の農業委員会で、年間スケジュール等についてご説明させていただきましたが、特に大きな変更点はありませんでした。

農地中間管理事業の市町村等への業務委託先については、5月中に調整したいとのことで、入善町では既に同様の事業を行っている農業公社への委託を考えております。

あと、地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた地域にもらえる地域集積協力金ですが、最初、国の方でも、一度解約し、機構を通して同じ耕作者に貸し付けた場合も対象となるということでしたが、こういった場合については、規模拡大や分散錯圃の解消にならないということから、対象とならないということに状況が変わってきているようです。これについては、県の方でもまた、国にはっきりと確認していきたいとのことでした。

啓発パンフレットを7月頃までに作成するとのことでしたので、またできましたら地域の方へ説明をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

農業経営基盤強化準備金については、これは大変有意義な制度です。対象が農業用機械等だけです。ビニールハウスや農作業所、農機具庫等建物等についても対象とするよう、今年も継続して要望したいと思います。

農地中間管理機構については、当初同じ人への預け替えでも農地中間機構を介せば、地域集積協力金の対象になるという説明だったのですが、会計検査に耐えられないという理由で方向を変えられては、現場を考えていないと言わざるをえません。機会をみて、国に働きかけていきたいと思います。

他にご意見はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、特にご意見がないようですので、これもちまして第34回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、6月6日金曜日、午後1時30分から行います。よろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時15分）